

#### IV. 後期高齢者医療保険料の通知書をまもなくお届けします

21年度保険料率は、前年度と同じく下記のとおりです。「平成21年度保険料額決定通知書」「納付通知書（普通徴収）」「特別徴収開始通知書」を7月中旬に送付いたします。

##### 21年度後期高齢者医療保険料率表

所得割	9.63%
均等割	43,143円
9割軽減額（33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない）	4,300円
8.5割軽減額（33万円）	6,300円
5割軽減額（33万円+（24万5千円×世帯主以外の被保険者数））※4	21,571円
2割軽減額（33万円+35万円×世帯の被保険者数）	34,514円
賦課限度額	500,000円

※4 単身世帯の方は該当しません。

#### V. 保険料の納付方法を変更出来ます

国民健康保険料並びに後期高齢者医療保険料を現在年金からのお支払い（特別徴収）となっている方、または特別徴収開始通知書によって10月以降特別徴収となる方は、お支払い方法を口座振替に切り替えることができます。10月以降の特別徴収分を口座振替に切り替えご希望の方は、8月5日（水）までに役場国保担当窓口で納付方法の変更の申し出手続きしてください。

##### ▶手続きに必要なもの

本人の保険証、振替口座の預金通帳、通帳のお届け印

※介護保険は納付方法の変更はできません。ご注意ください。

#### VI. 保険料の納期限

大雪地区広域連合の国民健康保険料（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）並びに後期高齢者医療保険料（普通徴収）の納期限は次のとおりです。納期限内の納付をお願いします。納期限を過ぎますと延滞金が徴収される場合がありますのでご注意ください。期限内の納付が難しい場合は、分割納付などの制度もありますので、税務課納付相談窓口でご相談ください。

##### 保険料納期限

第1期	7月31日（金）
第2期	8月31日（月）
第3期	9月30日（水）
第4期	11月2日（月）
第5期	11月30日（月）
第6期	12月28日（月）
第7期	22年2月1日（月）

#### III. 介護報酬改定に伴う保険料上昇分が軽減されます

国は第4期介護保険事業計画期間の新しい介護サービス報酬単価の見直しを行いました。この報酬改定に伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するための財政措置として介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されることになりました。

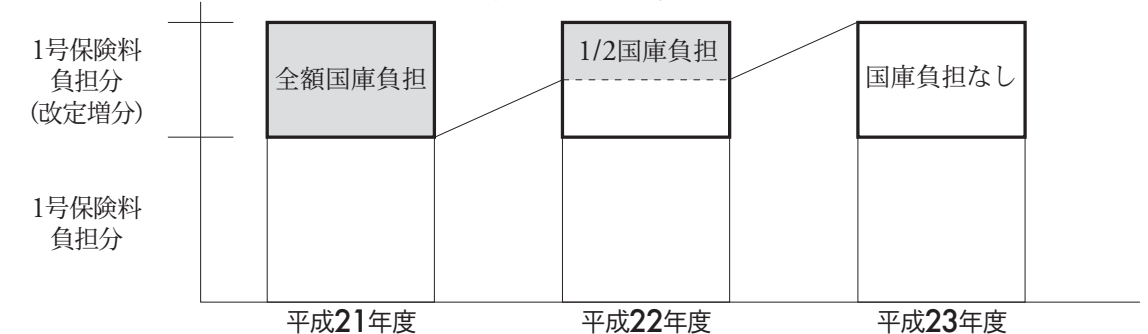
国の交付金の充当の考え方は、改定による21年度保険料上昇分の全額と改定による22年度保険料上昇分の半額を軽減し、第1号保険者の保険料上昇分の抑制等に充当されます。大雪地区広域連合では、21～23年度の3年間の保険料改定上昇分を均等に軽減し、第4期介護保険料基準額を本来の基準額より低く設定することにしました。

21～23年度の保険料は、所得段階に変動がなければ**3年間同額**ですが、21年度分の保険料には改定による保険料上昇分が一部含まれます。

##### 主な改正内容

- ・介護職員の人材確保と待遇改善のため、夜勤など負担の大きな業務や専門性を報酬に反映
- ・人件費の地域差に対応するため、地域区分ごとの報酬単価の割増率の見直し
- ・医療と介護で継ぎ目のないサービスが利用できるよう医療と連携し、認知症ケアや終末期のみとりを推進
- ・介護報酬全体の改定率は**プラス3.0%**

##### 国における交付金充当の考え方



##### 大雪地区広域連合における交付金充当の考え（3年間分を均等）



▶ 保険料に関するお問い合わせ ◀  
大雪地区広域連合国民健康保険対策室・介護保険対策室  
☎82-3697 (内線562～565)

▶ 納付相談窓口 ◀  
税務課収納室 ☎82-2111 (内線121)